

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること  
によって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定す  
る。

1 計画期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間

2 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者の体調を考  
えて勤務を調整することや相談体制の整備の実施。

<対策>

- ・令和8年2月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- ・令和8年4月 周知に向けて、社員研修を行う。
- ・令和9年4月 社員に再度周知を図る。
- ・令和10年4月 社員に再度周知を図る。

目標2 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を  
目指し、男性労働者が育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境  
の整備の実施。

<対策>

- ・令和8年2月 社員のニーズを調査する。
- ・令和8年4月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- ・令和8年6月 研修やポスター掲示等で社員に周知を図る。
- ・令和9年6月 社員に再度周知を図る。
- ・令和10年6月 社員に再度周知を図る。